

協働のまちづくり事業助成金交付要綱

〔平成 27 年 4 月 1 日〕
〔島根県市町村振興協会要綱第 11 号〕

(趣旨)

第 1 条 協働のまちづくり事業助成金（以下「助成金」という。）は、市町村と地域団体とが協働で実施するまちづくり事業を推進することを目的として、市町村が当該事業の実施に要する経費について予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成金の対象事業者等)

第 2 条 助成対象事業者、対象事業、対象経費、助成率、助成金額は次のとおりとする。

- (1) 対象事業者 市町村及び地域団体【地域振興を目的として、一定の地域住民により自主的に結成された地域住民グループ、ボランティア団体、NPO法人等の非営利団体（法人格の有無を問わない）】
- (2) 対象事業 地方財政法第 32 条に定める事業（別表 1）の範囲内で市町村と地域団体とが協働で実施するまちづくり事業
- (3) 対象経費 対象事業を実施するために必要な経費であって、別表 2 に掲げる経費
ただし、対象事業者の従前からの経常的経費は対象としない。
- (4) 助成率 対象経費の 10/10
- (5) 助成金額 1 市町村あたり（上限額）

人口 1 万人未満	200 万円以内
人口 1 万人以上 5 万人未満	300 万円以内
人口 5 万人以上 10 万人未満	400 万円以内
人口 10 万人以上	500 万円以内

1 事業あたりの下限額は 10 万円とし、千円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。
- (6) 助成金の交付先 市町村

(助成金の交付申請)

第 3 条 助成金の交付の申請をしようとする市町村長は、助成金交付申請書（別記様式第 1 号）を理事長が別に定める期日までに、理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第 4 条 理事長は、前条の規定に基づき助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、助成金交付決定通知書（別記様式第 2 号）により、通知するものとする。

(助成金の変更交付申請)

第 5 条 市町村長は、次のいずれかに該当するときは、助成金変更交付申請書（別記様式第

3号)を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 助成金対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 事業目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業目的をより効率的に達成するために必要と認められる変更

イ 事業目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

(2) 助成金対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

(3) 助成金対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(助成金の変更交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定に基づき助成金の変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、助成金変更交付決定通知書(別記様式第4号)により、通知するものとする。

(助成金の概算払い)

第7条 市町村長は、概算払いにより助成金の交付を受けようとするときは、助成金概算払請求書(別記様式第5号)を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項に規定する助成金概算払請求書が提出され、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、速やかに概算交付するものとする。

(助成金の実績報告)

第8条 市町村長は、助成事業が完了したときは、速やかに助成金実績報告書(別記様式第6号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第9条 理事長は、前条に規定する助成金の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認められる場合は、助成金の額を確定し、助成金確定通知書(別記様式第7号)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第10条 理事長は、前条に規定する助成金の確定をしたときは、速やかに助成金を交付するものとする。ただし、第7条第2項により概算払を行った場合には、過不足を精算するものとする。

(帳簿等の整備)

第11条 市町村長は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、助成金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1（第 2 条関係）

地方財政法第 3 2 条に規定する総務省令で定める事業
①国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業
②地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業
③地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業
④衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業
⑤美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業
⑥大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防のための事業
⑦地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業
⑧特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業
⑨地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業
⑩地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業
⑪令和九年に開催されるワールドマスタースゲームズ 2027 関西の準備及び運営に係る事業

別表 2（第 2 条関係）

対象経費
○ 謝金（対象事業者の構成員に対する謝金は対象外） ○ 旅費 ○ 材料費及び消耗品費 ○ 食糧費（事業実施のために真に認められる必要最小限の費用のみ対象とする。） ○ 印刷製本費 ○ 委託料（事業の全部委託は認めない。） ○ 使用料及び借り上げ料 ○ 通信運搬費 ○ 備品購入費（汎用性のあるものを除く。1 事業につき、補助対象経費の 1 / 2 以下の額を対象とする。） ○ その他事業実施に必要と認められる経費

様式第 1 号（第 3 条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

市町村名

市町村長名

協働のまちづくり事業助成金交付申請書

協働のまちづくり事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金交付申請額 _____円

（内 訳）

単位：円

事 業 名		事 業 費	交付申請額
1			
2			
3			
4			
5			
合 計			

2 申請担当課名等

部 課 名	担当者名
連絡先（直通）TEL（ ） — FAX（ ） —	
E-mail:	

様式第1号その2（第3条関係）

協働のまちづくり事業実施計画書

事業名															
事業実施団体名															
地域団体の概要 (名称、代表者名、構 成人数(世帯数)等)															
事業の概要 (目的、実施場所、内 容、役割分担等)			地財法第32条(別表1) ※該当事業を丸〇で囲むこと。		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
			市町村の役割												
			地域団体の役割												
事業費	収入	科目		金額(円)		摘要									
		助成金				協働のまちづくり事業助成金									
		市町村費													
		合計													
	支出	助成対象													
			計												
		助成対象外													
			計												
		合計													
	助成金申請額			円											
	事業実施期間(予定)			年 月 日 ~ 年 月 日											

(注1) 実施事業毎に作成してください。

様式第2号（第6条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 様

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長

協働のまちづくり事業助成金交付決定通知

年 月 日付け 番号 で交付申請のあった 年度協働のまちづくり事業助成金については、下記のとおり交付を決定します。

記

1 助成金交付決定額 円

2 条 件

- （1）助成の対象となる事業は、年 月 日付け 番号 で申請された協働のまちづくり助成金交付申請書に記載されたとおりとする。
- （2）協働のまちづくり事業助成金交付要綱を遵守すること。

番
年 月 日 号

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

市町村名

市町村長名

協働のまちづくり事業助成金変更交付申請書

年 月 日付け 番号 で交付決定を受けた助成金について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 助成金変更交付申請額 _____円

(内 訳)

単位：円

事業名	事業費		交付申請額	
	変更前	変更後	変更前	変更後
1				
2				
3				
4				
5				
合 計				

2 変更内容及び理由

(1) 変更内容

(2) 変更理由

3 申請担当課名等

部 課 名	担当者名
連絡先（直通）TEL（ ） — FAX（ ） —	
E-mail：	

※様式第1号その2を添付（変更箇所を（ ）で明記する）

番 号
年 月 日

市町村長 様

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長

協働のまちづくり事業助成金変更交付決定通知

年 月 日付け 番号 で変更交付申請のあった 年度協働のまちづくり事業助成金については、下記のとおり交付を決定します。

記

1 助成金変更交付決定額 円

2 条 件

- （１）助成の対象となる事業は、 年 月 日付け 番号 で変更交付申請された協働のまちづくり助成金変更交付申請書に記載されたとおりとする。
- （２）協働のまちづくり事業助成金交付要綱を遵守すること。

様式第5号（第7条関係）

番
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

市町村名
市町村長名

協働のまちづくり事業助成金概算払交付請求書

年 月 日付け 番号 で交付決定のあった協働のまちづくり事業助成金を概算払
請求いたします。

記

1 助成金概算払請求額 _____円

2. 概算払請求の理由

3. 事業完了予定日

様式第 6 号（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

市町村名
市町村長名

協働のまちづくり事業助成金実績報告書

年 月 日付け 番号 で交付決定のあった協働のまちづくり事業助成金について、
事業が完了したので関係書類を添えて報告します。

記

1 助 成 金 実 績 額 円

(内 訳)

単位：円

事 業 名		事業費	助成金
1		()	()
2		()	()
3		()	()
4		()	()
5		()	()
合 計		()	()

※交付決定（変更交付決定）時点の金額を（ ）で記載すること。

協働のまちづくり事業実施報告書

事業名					
事業実施団体名					
(事業実施団体が市町村の場合) 地域団体名					
事業の内容					
事業の成果					
事業実施における 役割分担		市町村の役割			
		地域団体の役割			
事業費	収入	科目	決算額 (円)	摘要	
		助成金		協働のまちづくり事業助成金	
		市町村費			
	支出	助成対象	合計		
		助成対象外	計		
			合計		
	助成金実績額		円		
事業実施期間		年 月 日 ～ 年 月 日			

(注1) 実施事業毎に作成してください。

(注2) 事業の成果は具体的に記載してください。

様式第7号（第9条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 様

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長

協働のまちづくり事業助成金確定通知書

年 月 日付け 番号 で実績報告のあった 年度協働のまちづくり事業助成金
については、下記のとおり確定します。

記

1 助成金確定額 円